

収入申告の提出について

- ・市営住宅の家賃は、毎年、入居者全員の収入や家族構成に応じて決定されます。
- ・同封の収入申告書は、令和3年4月からの家賃を決める大切な書類です。
- ・収入申告が未提出の場合や書類が足りない場合、令和3年4月からの家賃が近傍同種家賃（その住宅の最高額家賃）となります。

提出期限内に必ずご提出ください。



【お願い】 不急な外出を避けるため、郵送による書類提出にご協力をお願いします。

家賃減免制度について

7月1日より、家賃減免申請に伴う添付書類が一部削減されました。

家賃減免基準

最新の市・県民税課税証明書に記載されている所得割額が世帯全員が0円であること。

減免申請書の添付書類

- ①水戸市営住宅減免申請書
- ②最新の市民税・県民税課税証明書（18才以上の入居者全員分）
- ③住民票（世帯全員分 ※本籍・続柄記載のもの）

※ただし、減免基準を満たしていても、次の場合には減免承認ができません。

- ・家賃等を滞納している世帯は対象となりません。（滞納解消に誠意が見られる場合は、この限りではありません。）
 - ・法令等で定められた手続き（異動、同居、承継、収入申告等の申請・届出）を行っていない世帯は対象になりません
- ※生活保護世帯の場合は、上記基準とは別の基準となります。

減免基準に該当し、申請を希望される方は、下記問合せ先までお問合せください。

お問合せ先

水戸市営住宅指定管理者  一般財団法人茨城県住宅管理センター 水戸センター
〒310-0062 茨城県水戸市大町3-4-36 大町ビル2階

入居中のご相談等の連絡先は管理課

TEL 029(297)8360

FAX 029(227)0368

ホームページ ⇒ <http://www.ijkc.jp>

修繕・退去に関する連絡先は施設課

TEL 029(226)3300

平日受付時間は、8:30～17:15 その他夜間休日についての緊急トラブル（水漏れ・断水・停電等）緊急を要する事故等（火災・安否確認等）は、コールセンター0120-303-440にお願いします。

「新しい生活様式」における熱中症予防について



- 家に帰ったらまず手や顔を洗いましょう！
手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に！



- 暑い日や時間帯は無理せず、窓開放によって換気確保
また、熱中症にならないためにも、適度に冷房や除湿器を使いましょう。



- 気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意。
周囲との距離を確認し適宜マスクをはずす。

- 室内でも、こまめに水分をとりましょう … のどが渇く前に水分補給を！

台風への備えは万全ですか？

台風が来る前の確認

■非常用品の確認

ライフラインが途絶えた時に備え、事前に準備しましょう。

■気象情報の確認

事前の台風情報を確認しましょう。

■自転車置き場の確認

自転車が倒れないよう確認しましょう。

■玄関ドアの確認

ドアクローザーが故障していると開閉時に挟まれる危険性があります。

■避難所・経路の確認

市立小中学校、市民センターが災害時の避難所です。

ベランダ周りの確認

■物干し竿の確認

飛ばされないよう固定するか、屋内に取り込みましょう。

■排水口の確認

ゴミ等が詰まっていると、ベランダが浸水することがあります。

■飛びやすい物の確認

植木鉢やダンボール等、風で飛ばされそうな物は屋内に移動しましょう。

台風が去った後の確認

■破損箇所がないかを確認

修繕が必要な場合は、施設課までお問合せ先まで連絡してください。

■排水口の確認

目詰まりを起こしていないか確認しましょう。

手続きを忘れていませんか？

下記に該当する方は、手続きが必要です。

NO	事 項	提出するもの	いつまでに？
1	子供が生まれた時	異動届と 住民票 (市営住宅に居住している方全員のもの)	30日以内
	同居者が独立等で転居した時		
	名義人以外が亡くなった時		
	離婚をして名義人以外が転居した時		
2	親族を同居させる時	同居承認申請書と関係書類	一緒に住む前に
3	離婚をして名義人が転居した時	承継入居申請書と関係書類	15日以内
	名義人が亡くなった時		
4	連帯保証人または緊急連絡先を変更する時	緊急連絡先（新規・変更）届出書と関係書類	遅滞なく

※詳しくは住宅管理センター 水戸センター（029-297-8360）へお問合せください。

※各種申請・届出の締日は毎月末日（休業日の場合は前営業日）となります。